

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉野市は、固定資産税関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選択の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県玉野市長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき、固定資産税の当初課税、異動、更正、還付、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①所有資産の照会 ②賦課のために行う事務 ③生活保護受給者等の減免 ④償却資産申告データの入力 ⑤納税通知書、課税明細書の出力等
③システムの名称	固定資産税課税台帳ファイル、固定資産税課税基礎ファイル、家屋物件情報ファイル、土地物件情報ファイル、償却資産物件情報ファイル、宛名情報ファイル、口座情報ファイル
2. 特定個人情報ファイル名	
・固定資産税課税台帳ファイル ・固定資産税課税基礎ファイル ・家屋物件情報ファイル ・土地物件情報ファイル ・償却資産物件情報ファイル ・宛名情報ファイル ・口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表項番24
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の別表項番48
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	玉野市(総務部総務課行政・統計係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5516
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	玉野市(財政部税務課固定資産税係) 玉野市宇野1丁目27番1号 0863-32-5510
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際の情報管理を厳守している。 また、固定資産税事務では、上記のほか、下記の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれにおいても複数人での確認を行うようにし、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の施錠できる書棚へ保管	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	玉野市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の措置を講じている。漏えい・滅失・毀損を防ぐためのシステムへのアクセスには静脈認証を必要とし、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、システムのバックアップを保管している。USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っており、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成26年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	税務課長 藤原 敬一	税務課長 宮田 哲也	事後	人事異動
平成26年7月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項 ③	玉野市(総務部総務課行政・統計係) 玉野市平野1丁目27番1号 Q863-32-5516	玉野市(政策財政部税務課固定資産税係) 玉野市平野1丁目27番1号 Q863-32-5510	事後	
平成26年9月14日	I 関連情報 8. 評価実施機関における担当部署 ②所属	税務課長 宮田 哲也	税務課長 大賀 易	事後	
令和2年6月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③	総合住民情報(固定資産税システム、地籍管理システム(航空写真)、家屋評価システム、eLTAx)	総合住民情報(固定資産税システム、地籍管理システム(航空写真)、家屋評価システム、eLTAx)	事後	
令和4年6月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番16並びに地方税法等	番号法第9条第1項、別表第一項番16、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める番号	事後	
令和4年6月10日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、2	番号法第19条8号、別表第二項番27、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める番号	事後	
令和4年6月10日	5. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する関係法令	玉野市(政策財政部税務課固定資産税係)	玉野市(財政部税務課固定資産税係)	事後	
令和4年6月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和8年12月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定に基づき、固定資産税の当初課税、異動、更正、還付、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①所有資産の照会 ②課税のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力等	地方税法等の規定に基づき、固定資産税の当初課税、異動、更正、還付、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に利用する。 ①所有資産の照会 ②課税のために行う事務 ③生活保護受給者等の減免 ④償却資産申告データの入力 ⑤納税通知書、課税明細書の出力等	事後	
令和8年12月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合住民情報(固定資産税システム、地籍管理システム(航空写真)、家屋評価システム、eLTAx)	固定資産税システム、土地評価システム、家屋評価システム、国政連携システム、eLTAx、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)	事後	
令和8年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番16、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める番号	番号法第9条第1項、別表項番24	事後	
令和8年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二項番27、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める番号及び情報を定める命令第20条(提供根拠) 情報提供は行わない。	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の別表項番48	事後	
令和8年12月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年12月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年12月20日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業「人為的リスクが発生するリスクへの対策は十分か」	—	十分である	事後	
令和8年12月20日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業「判断の根拠」	—	マニファスト原則には、ホストからのサインバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際の情報管理を厳守している。 また、固定資産税事務では、上記のほか、下記の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれにおいても複数人での確認を行うようにし、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の施錠できる書棚へ保管 ⑦ 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和8年12月20日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	十分である	事後	
令和8年12月20日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	十分である	事後	
令和8年12月20日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策「判断の根拠」	—	玉野市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の措置を講じている。漏えい・滅失・毀損を防ぐためのシステムへのアクセスには静脈認証を必要とし、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、システム上のバックアップを保管している。USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っており、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報記載された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年5月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、土地評価システム、家屋評価システム、国政連携システム、eLTAx、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)	固定資産税課税台帳ファイル、固定資産税課税基礎ファイル、家屋物件情報ファイル、土地物件情報ファイル、償却資産物件情報ファイル、宛名情報ファイル、口座情報ファイル	事後	
令和7年5月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点		
令和7年5月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点		